

《社会情勢の変化》

《市現行計画における社会情勢》

食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進む中、世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場面が増えている。また、平均寿命はますます延びることが予想されるが、エネルギーや食塩等の過剰摂取等の栄養の偏りや、朝食の欠食に代表される不規則な食事などに起因した肥満や生活習慣病の増加は引き続き課題である一方、若い女性のやせ、高齢者の低栄養傾向等の健康面での問題もある。

\*平成28年国民健康・栄養調査結果

BMIの平均値：男性（20～69歳）第2位

女性（20～69歳）第1位

食塩摂取量の平均値：男性（20歳以上）第1位（11.9g）

女性（20歳以上）第2位（9.9g）

本市における社会情勢の変化やそれに伴う市計画見直しの内容については、市内及び市食育推進計画の協議・検討を踏まえ決定していく。

《社会情勢の変化に伴う見直しの方向性》

全てのライフステージの生涯を通じた食育の推進を基本に、「健康寿命の延伸」をめぐる食育の推進に重点を置くとともに、全てのライフステージに関与できる子育て世代の食改善を柱とし、家族の状況や生活の多様化に対応し、市民が健全で充実した食育が実践できるよう、関係者がこれまで以上に連携・協働して食育を推進する。

《食育推進に係る国・県の経過について》

《国の経過》

○平成17年6月「食育基本法」制定  
(概要)

食育についての基本理念や方向性を明らかにし、国・地方公共団体及び国民の食育に関する取組みを推進する。

○平成18年3月「食育推進基本計画」策定  
(計画期間：平成18年度から22年度)

(概要)  
食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

○平成23年3月31日

「第2次食育推進基本計画」改定  
(計画期間：平成23年度から27年度)

○平成28年3月18日

「第3次食育推進基本計画」改定  
(計画期間：平成28年度から32年度)

国の第3次計画見直しのポイント

《県の経過》

○平成19年3月

「福島県食育推進計画」策定  
(計画期間：平成19年度から22年度)

(概要)  
食育に関する取組みを推進する。

○平成22年3月

「第2次福島県食育推進計画」改定  
(計画期間：平成22年度から26年度)

(概要)  
新しい総合計画の策定に合わせ、現行計画の見直しを1年前倒し、実情に即した実効性のある計画とした。

○平成27年3月

「第3次福島県食育推進計画」改定  
(計画期間：平成27年度から32年度)

(概要)  
国の基本的推進方針を踏まえ、計画を見直し、実情に即した実効性のある計画とした。

《本市の経過》

○平成21年3月

「第1次市食育推進計画」策定  
(計画期間：平成21年度から25年度)

○平成26年3月

「第2次食育推進計画」策定  
(計画期間：平成26年度から30年度)

(概要)  
行政のみならず、学校・地域・企業など食に関わる多様な主体と相互に連携しながら、食育基本法及び食育推進基本計画の策定等を踏まえ、本市の食育を総合的かつ計画的に推進する。

○平成31年3月(未定)

「第3次市食育推進計画」策定

踏  
内  
ま  
容  
え  
等

《国の計画見直しに伴う本市の見直しの視点(3つのポイント)》

《ポイント1》食育推進計画の見直し等について

- 1 関係部局等との連携を十分に図るとともに、健康いわき21や国及び県の健康増進計画の内容及び動向も踏まえ、地域の特性に応じた計画の見直しを行うこと。
- 2 市民一人ひとりが食育の活動を実践するとともに、関係者が多様に連携・協働し、これまでの個々の取り組みをより一層広げていき、食育を推進する中核となる人材を育成し、地域の特性に応じた実効性の高い食育を推進する。

\*実践の環を広げよう

《ポイント2》食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1 重点課題

- (1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (2) 子育て世代を中心とした食育の推進
- (3) 多様なライフスタイルに対応した食育の推進
- (4) 食環境の整備を意識した食育の推進
- (5) 地域の食文化の継承に向けた食育の推進

2 基本的な取組方針

- (1) 市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進の取組みの展開
- (4) 市の伝統的な食文化の継承と農林水産業の活性化
- (5) 食品の安全性の確保等における食育の役割

\*参考 国の基本的な方針

1 重点課題

- (1) 若い世代を中心とした食育の推進
- (2) 多様な暮らしに対応した食育の推進
- (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (4) 食の循環や環境を意識した食育の推進
- (5) 食文化の継承に向けた食育の推進

2 基本的な取組方針

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農村漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

《ポイント3》食育の推進に当たっての目標

基本計画においては、食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するもの。

※第3次食育推進計画作成のスタンス

- ◆明確で、わかりやすいものとする。
- ◇指標は客観的に判断できるものとする。
- ◇目標、指標、施策との対応関係の明確化を図る。

目標中の表現等の定義があいまいで、達成度等の設定に困難を感じるものは避ける